

平成26年度 施策評価シート

作成日 平成 26 年 11 月 21 日

1 施策の概要

施策名 (節の名称)	No. 6 やすらぎのある景観の保全・創出				
部章節No.	第1部 第2章 第4節	評価担当部	建設部	関連部局	環境経済部
総合計画書掲載頁	60 頁	記載責任者	平本和男		
総合計画 体 系	まちづくりの目標【部】	自然と調和した快適なまちづくり			
	施策の分類【章】	都市的魅力的創出			
施策の目的 (基本方針)	豊かな自然の保全・創出をはかり、自然や歴史・文化などと調和したやすらぎのある景観づくりにつとめます。				

2 施策を取り巻く環境

施策の現状	○ 町全域面積の約半分が風致地区に指定されるなど、山や河岸段丘、水田などのみどりと中津川、相模川により水と緑が調和した美しい景観が形成されており、こうした美しい景観を次世代に引き継いでいくことが重要となっている。
法令・制度 の変更	OH23.8：「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地域主権第二次一括法）成立 OH24.4：「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」の一部改正施行 OH27.4：愛川町風致地区条例施行予定
施策の課題	○ 今後のまちづくりにおいては、機能的な充実だけでなく、快適さや美しさにも留意した豊かさの実感できるまちづくりが求められており、そのためには、豊かな自然とのかかわりの中で、八菅橋周辺の農村風景のほか、国の文化財に登録された古民家山十郎や平山橋など、愛かわらしさを伝える景観を大切にしたいまちづくりを進めることが必要である。

3 施策の成果指標（基本方針を達成するため本施策に求められる成果を定量的に表記します。）

住民満足度	指標（単位）		総合計画 策定時	中間値 （26年度）	目標値 28年度	達成度		
	『やすらぎのある景観の保全・創出』について「満足」と感じる住民の割合		37.5 %	38.3 %	42.0 %	B		
主 な 目標指標	指標（単位）	増減	総合計画 策定時	23年度	24年度	25年度	目標値 28年度	達成度
								—
								—
								—

4 施策の活動指標（「3 施策の成果指標」の目的を達成するため本施策において町が行う活動内容等を定量的に表記します。）

主 な 活動指標	指標（単位）	増減	総合計画 策定時	23年度	24年度	25年度	目標値 28年度	達成度
								—
								—
								—

5 総合計画の進捗状況調査に基づく基本施策の評価

基本施策		評価結果	基本施策		評価結果
No.	名称		No.	名称	
1	景観形成の推進	B			

6 総合評価

成果指標評価

B

活動指標評価

—

進捗状況調査結果

B

総合評価

B

(自動判定)

➡ 構成事務事業の見直しが必要な施策です。

総合評価結果に対する分析（施策全体について、進捗状況、有効性・効率性の観点から踏まえて分析してください。）

- ・風致地区内における行為の許認可事務が、平成27年4月から町に移譲されることから、平成26年度において、「町風致地区条例」の制定に向け事務が進められている。
- ・相模川右岸の「相模川緑地公園」については、臨時職員による日常的なゴミ清掃や、シルバー人材センターに委託した除草作業を実施するとともに、同公園の特徴的な景観としての松林については、松枯防除を業者委託し実施するなど、適切な管理が図られている。

7 今後の方向性

方向性

☐ 現状維持 ☒ 一部見直し ☐ 大幅な見直し ☐ 新たな取り組みや事業を追加 ☐ その他

改善案などの内容

- ・風致地区の許認可権者は、これまで県知事であったが、平成27年4月から町長に権限移譲となることから、現存する緑地の保全、確保のため、許認可事務に精通した職員を育成する必要がある。
- ・相模川緑地公園については、今後とも、引き続き、現行の維持管理を実施していくことが必要である。
- ・河川に対する新たなニーズや魅力をマーケティングし、新たな景観の創生を検討する。

8 庁内行政評価委員会コメント

※主管部等では記入しないでください。

評価・方向性

所管部の方向性のとおり

9 総合計画の進捗状況調査における取組の方向性の評価（事務事業の評価）

[illegible]